

仕 様 書

1. 件 名

(長期継続契約) 人事給与システム機器等賃貸借

2. 賃貸借期間

平成31年3月6日から平成36年3月5日まで(60ヶ月)

3. 納入期限

平成31年3月5日

4. 担当部課

市川市 総務部 職員課

5. 賃貸借物件

人事給与システムの動作に必要なハードウェア及びソフトウェア一式
詳細は、別紙1「賃貸借物件一覧」のとおり。

(本件は、賃貸人が所有する上記物件を市川市(以下「賃借人」という。)が借り受け、
賃料を支払うものである。)

6. 納入場所

市川市内で賃借人が指定する場所

(詳細な場所については、契約締結後、賃貸人が提示する。)

7. 設置場所

(1) 市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所 仮本庁舎4階 市川市総務部職員課、人事
課及び人材育成課

デスクトップ型パソコン 1台

ノートブック型パソコン 29台

プリンタ 1台

(2) 市川市南八幡1丁目17番15号 市川市役所 南八幡仮設庁舎2階 教育総務課

ノートブック型パソコン 6台

(3) 市川市八幡1丁目8番1号 市川市消防局 3階 消防総務課

ノートブック型パソコン 3台

8. 納品物件

「5. 賃貸借物件」に示された物件に係る以下のドキュメント等を、「4. 担当部課」で指定した場所に、期限までに納品すること。

納品物件一覧表

No	納品物件	期限
1	体制表（納入後の連絡先を含む）	契約日から7日以内
2	納入予定機器一覧	
3	納入機種仕様一覧（賃貸人より指定する用紙）	
4	賃貸借物件に関する取扱説明書（写しでも可）	納入期限まで
5	賃貸借物件に関する保証書（写しでも可）	
6	ソフトウェアの使用許諾証書 （公共機関向けライセンスの場合は賃借人名義のもの。それ以外は写しでも可。）	
7	納入物件一覧	

- ※ 納入物件一覧には、納入機器の製造番号、使用ユニット数（ラックマウント型機器のみ）、消費電力、発熱量、重量を明記すること。
- ※ 4～6については種類毎に分類しまとめた上で、一覧を作成して担当部署へ提出すること。
- ※ パソコン本体付属のメディア、マニュアル関係書類は、ライセンス違反とならない範囲については各機種別に3部のみを賃貸借契約の対象とし、それ以上の台数分については、納入対象外とする。

9. 賃貸借物件の納入

賃貸借物件は、賃貸人の負担により、「6. 納入場所」に示す場所に、指定した数量を納入すること。

10. 賃借料の月額計算について

賃借料の月額計算は、月の初日から末日までを1月分の月額として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないとき又は賃貸人の責に帰する事由により当該月の使用が1月に満たなくなるときは、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。本件において、2. 賃貸借期間の全期間を賃貸借した場合の初月及び最終月の日割計算は、それぞれ、1月分の税込月額の31分の26及び1月分の税込月額の31分の5とする。なお、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

1 1. 賃貸借期間終了後について

- (1) 賃貸借期間終了後は、賃借人から指示があった場合は、賃貸人の負担により機器の全てを撤収すること。なお、その撤収時において情報記憶媒体がある場合は、そのデータを全て消去し、その証明書を提出すること。
- (2) 賃借人の希望により、契約満了後に再リース契約を締結できるものとする。なお、全ての機器ではなく、一部の機器となる場合もある。

1 2. 秘密の保持

- (1) 賃貸人は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 賃貸人は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 3. 情報セキュリティの確保

賃貸人は、作業を実施するに当たり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 4. 瑕疵担保責任

賃貸借期間の初日から1年以内の間に、賃貸借物件に瑕疵があった場合は、賃借人は賃貸人に対して瑕疵の修補を求め、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができるものとする。

1 5. 動産総合保険の付保

- (1) 賃貸人は、賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険契約を賃貸人の負担により付保しなければならない。
- (2) 賃借人の責に帰す事由により物件が損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に支払われた保険金をもって、損害賠償を免れるものとする。

1 6. 賃貸借物件の維持

賃貸借物件の保守については、別途保守契約を締結するものとする。

1 7. 公租公課

物件に係る公租公課は、賃貸人の負担とする。

18. 権利義務の譲渡の禁止

賃貸人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ借入人の承諾を得た場合は、この限りでない。

19. その他

- (1) 賃貸借物件のパソコンに対して、借入人が別途用意するソフトウェアをインストールすることがある。
- (2) 納入に係る費用は、賃貸人の負担とする。また、納入及び設置作業に際し生じた残資材及び梱包材等は、賃貸人が撤去すること。
- (3) 賃貸人は、「暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項」を遵守すること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、借入人と賃貸人とは協議して定めるものとする。
- (5) 契約の履行上の疑義については、借入人と賃貸人とは協力して解決すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 貸貸人は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 貸貸人は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 貸貸人は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者に再委託するときは、必ず賃借人の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。貸貸人自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 貸貸人は、この契約による事務を処理するため賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、賃借人の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 貸貸人は、賃借人から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、賃借人の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 貸貸人は、この契約の事務を処理するに当たり、個人情報が記録された資料等の漏えい、

滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに賃借人に報告し、賃借人の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 貸貸人がこの契約の事務を処理するために、賃借人から提供を受け、又は貸貸人自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに賃借人に返還し、又は引き渡し、若しくは賃借人の指示に従い抹消するものとする。ただし、賃借人が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(貸貸人の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 賃借人は、必要があると認めるときは、この契約の事務に係る貸貸人の事務所に、随時に立ち入り、調査をおこない、又は貸貸人に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 貸貸人は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 貸貸人が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、貸貸人はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 貸貸人は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を処理するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (2) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (3) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (4) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要ときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (5) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものを指すものとする。
- (6) コンピュータウイルス等 コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェアなどの悪意のあるソフトウェアのことをいう。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第3条 貸貸人は、貸借人に納入した情報システム及びサーバ等の機器について、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) コンピュータウイルス等に対するリスクを最小限にするために、ウイルス対策ソフトを導入しておくとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、直ちに適用しなければならない。この場合において、貸貸人が開発し、又は開発させ貸借人に納入した情報システムの改修が必要となるときは、貸借人と協議の上、適用するものとする。
- (3) 本件業務に係る情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、貸借人と協議の上、対応策を講じなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。
- 3 貸貸人は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティ事故への対応等)

第4条 本件業務に関し情報セキュリティ事故が発生したときは、貸貸人は、直ちに、賃借人に報告するとともに、賃借人の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を賃借人に報告しなければならない。

(情報セキュリティの管理体制)

第5条 貸貸人は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について賃借人と協議しなければならない。

- 2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。
- 3 貸貸人は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティ事故に対する訓練を実施するものとする。

(不要な記録情報の廃棄)

第6条 貸貸人は、本件業務の遂行により発生した記録情報のうち、不要となったものについては、直ちに、復元できないような形で廃棄しなければならない。

- 2 貸貸人は、前項の規定により不要な記録情報を廃棄したときは、書面をもって賃借人に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第7条 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、貸貸人に対し、必要に応じてシステム保守契約に基づく事務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

- 2 賃借人は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、貸貸人が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティ・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。
- 3 貸貸人は、賃借人から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

賃貸借物件一覧

下記、基本調達仕様を満たす機器を納入すること。

基本 調 達 仕 様

1. デスクトップ型パソコン

項	品名	仕様	数量
1	パソコン本体	形状 以下の仕様に該当する新品の不良個所のないデスクトップ型パソコン。ただし、契約後 60 か月間は、修理用部品の供給を保障できるものであること。	1
	CPU	CPU はインテル® Core™ i5 第6世代以降の相当品以上とする。	
	キャッシュメモリ	2次キャッシュが 2MB 以上 もしくは、2次キャッシュと3次キャッシュの合計が 8MB 以上	
	メインメモリ	4GB 以上	
	ハードディスク容量	500GB 以上を有し本体に内蔵すること。 7200rpm、シリアル ATA	
	ネットワークインターフェース	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (RJ45) に対応すること。	
	ディスプレイインターフェース	DVI-D、D-Sub 15、DisplayPort のうち2つ以上装備していること。	
	USBインターフェース	USB2.0、USB3.0、USB3.1 を合わせて 6 個以上、うち USB 3.0 を 2 個以上装備すること。	
	外形寸法	幅・奥行き・高さの合計が 900mm を超えないこと。 (横置きができること)	
	その他	マイク端子、ヘッドホン端子、ラインイン端子、ラインアウト端子を装備すること。	
	ディスプレイ	TFT カラー液晶方式 23 型以上 解像度 1920×1200 以上 DVI-D、D-Sub 15、DisplayPort のうち2つ以上装備し、項 1 のパソコン本体と接続できる端子を装備していること。また、各々の接続ケーブルを添付すること。	
2	付属品	キーボード 日本語対応のものでテンキー付きであること。 (USB)	1
		マウス レーザー式のホイールマウスであること。また、モバイルタイプではないサイズ (横 6cm×奥行き 11cm×高さ 3.5cm 程度) であること。 (USB)	
		電源 標準仕様で添付すること。	
		リカバリディスク+ドライバディスク 形式は CD もしくは DVD であること。	
		基本OS Microsoft Windows 10 Professional 64bit 正規版とする。	
3	ソフトウェア	「Office Professional Plus 2019 ※ガバメントライセンスかつ Select Plus であること。Select Plus の発注に必要な市川市が保有する基本契約番号と主要パブリックカスタマーナンバーは、落札後通知するものとする。	1
		その他ソフトウェア DVD/CD ライティングソフト、DVD 閲覧ソフト バンド	1

		ル版可	
		DVD/CD ライティングソフト、DVD 閲覧ソフト メディア	1
		ゼンリン電子地図帳 Zi19 ライセンス	1
		ゼンリン電子地図帳 インストール用ディスク	1
		【注記】 ソフトウェアは、日本語対応版が存在するものは、全て日本語対応版とする。	

2. ノートブック型パソコン

項	品名	仕様	数量
1	パソコン本体	以下の仕様に該当する新品の不良個所のないノートブック型パソコン。ただし、契約後 60 か月間は、修理用部品の供給を保障できるものであること。	38
	CPU	CPU はインテル® Core™ i5 第6世代以降の相当品以上とする。	
	キャッシュメモリ	2次キャッシュが 2MB 以上 もしくは、2次キャッシュと3次キャッシュの合計が 2MB 以上	
	メインメモリ	4GB 以上	
	ハードディスク容量	500GB 以上を有し本体に内蔵すること。 シリアル ATA	
	有線 LAN	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T (RJ45) に対応すること。	
	無線 LAN	IEEE802.11a/b/g/n/ac を備えること。	
	その他インターフェース	USB2.0 (又は USB3.0) × 4 ポート以上 イヤホン端子、マイク端子 外部ディスプレイ用ミニ D-Sub15 ピン	
	PCカードスロット	必須ではない	
	スピーカー	スピーカー内蔵	
	バッテリー	5時間以上駆動できるものを本体に内蔵すること。	
	ピークシフト機能	オフピーク時間帯に充電し、日中帯の指定した 3~4 時間をバッテリー駆動する設定機能を有すること。	
	表示装置	TFT カラーワイド液晶ディスプレイ 15型以上 解像度 1366×768 以上	
	キーボード	JIS 配列準拠、日本語対応でテンキー付きであること。	
マウス	光学式のホイールマウスであること。また、モバイルタイプではないサイズ (横 6cm×奥行 11cm×高さ 3.5cm 程度) であること。		
2	付属品	ACアダプタ	38
		セキュリティワイヤー	
		リカバリディスク+ドライバードиск	
		基本OS	
	光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブ	5
3	ソフト	「Office Professional Plus 2019 ※ガバメントライセンスかつ Select Plus であるこ	38

ト ウ エ ア		と。Select Plus の発注に必要な市川市が保有する基本契約番号と主要パブリックカスタマーナンバーは、落札後通知するものとする。	
	その他ソフトウェア	DVD/CD ライティングソフト、DVD 閲覧ソフト バンドル版可	38
		ゼンリン電子地図帳 Zi19 ライセンス	10
	【注記】 ソフトウェアは、日本語対応版が存在するものは、全て日本語対応版とする。		

3. プリンタ

項	品名	仕様	数量
1	本体	以下の仕様に該当する新品の不良個所のないプリンタ。ただし、契約後 60 か月間は、修理用部品の供給を保障できるものであること。	1
	タイプ	モノクロレーザー	
	解像度 (dpi)	1200×1200 以上	
	用紙	A4、A3 の印刷ができること。	
	両面印刷	両面印刷が可能なこと。	
	給紙枚数	基本給紙カセットとして、A4 サイズ 500 枚以上を有すること。 増設用紙ユニットとして、A3 サイズ 500 枚以上のカセット給紙 1 ユニット、及び A4 サイズ 500 枚以上のカセット給紙 1 ユニートを有すること。	
	幅×奥行×高さ (mm)	530×440 (収納時) ×400 以内 (オプション除く)	
	重さ	約 30.0kg 以内	
	印刷スピード	A4 サイズ片面印刷で 38 枚/分以上の性能を有すること。	
	接続インターフェース	USB (USB2.0)、有線 LAN で印刷が可能であること。	
	対応 OS	Windows 10	